

アメリカ経済史研究の一節

——その金本位制確立の過程について——

牧野俊重

はしがき

アメリカは一七九二年四月の貨幣法で幣制を確立したが、そこで採用されたものは金銀双方に立つ複本位制であった。その後世界の大部分に従って金本位制を樹立したのは漸く一九〇〇年三月のことで、主要諸国の中で最も遅いものであった。

その間、幣制はアメリカに特有の極めて複雑な変遷を辿ったのであるが、就中南北戦争がそれに及ぼした影響は大きなものであった。第一に、それによって正貨支払が停止を余儀なくされており、それが政府紙幣の濫発と相俟って不換紙幣の時代を現出せしめていること（一八六二年—一八七八年）。第二には、南北戦争を契機として経済社会が大きく変貌を遂げるに至っており、経済的利害の相違が顕然化したことである。換言すれば南北戦争以

降、健全通貨支持者と主として数量説に基づいて通貨膨脹を求めるインフレーションニストとの金本位制か複本位制かを争点とする対立関係が顕著となったのであり、それが銀生産州の動向と相俟って、その地盤に立つ政治的主張に極めて敏感に反映されたのであった。かくてその後の幣制の推移はこのような政治的勢力によって左右されたのであり、それがまた金本位制の確立を遅らせた原因でもあった。

従って以下、南北戦争以降金本位法の制定に至るまでの幣制の歴史的過程を概観的に考察していくことにしたい。

一、南北戦争と兌換再開法の制定

南北戦争——一八六一年四月勃発した南北戦争で、政府は巨額の戦費を必要としたが、一八四〇年に成立した独立国庫制度⁽¹⁾によって政府資金を銀行から引上げていた為に、資金調達は容易でなかった。そこでやむなく紙幣発行による調達に頼らねばならず、一八六一年七月一七日に議会は、「要求払証券 (demand notes)」の発行を認可した。この要求払証券は法貨ではなかったが、その所有者はいつでも「要求次第 (on demand)」支払を受ける権利を有し、支払は銀貨が流通界から逐われていた為に、当然金でなされねばならなかった。だが金が著るしく不足した為に、銀行が一八六一年一二月に発行紙幣の兌換の停止を行なったのに続き、同年内に財務省もこれに倣い正貨支払を停止せざるを得ず、従って少くとも法律上アメリカが採用してきた複本位制はここに中断されることとなった。にも拘わらず財務長官チェイーズは要求払証券の増発に固執し、翌六二年三月には法貨としたのであるが、この政策は継続困難となり、一八六二年五月以降総額二千六百万ドルにのぼる要求払証券は回収され、

グリーンバックスに取って替られねばならなかった。⁽²⁾

一八六二年二月二十五日、長期化する戦争の費用調達を以て議会は法貨法 (Legal Tender Act) を制定し、政府の信用に基づく兌換性のない政府紙幣、俗に緑背紙幣 (Greenbacks) と呼ばれ、関税及び公債利子を除く全ての公私の債務の支払に充当することの出来る法貨たる合衆国紙幣 (United States notes) 一億五千万ドルを発行するに至った。⁽³⁾ 更に翌年三月迄に前後三回、合計四億五千万ドルまでの緑背紙幣が発行認可されたが、六四年

六月三〇日の法律で、その発行限度は原則として四億ドル、付加的・一時的発行額が五千万ドルを超えないことと定められ、実際には四億三千一百万ドルが財務省によって流通界に投入された。それは六一年の正貨支払の停止と相俟って、一八七五年の兌換再開法を以て一八七九年から正貨支払が開始されるに至るまで (一八六二年—一八七八年)、不換紙幣本位の時期を現出したのであった。

尚、緑背紙幣は発行直後から早くもその価値が下落し始めたが、それに対する金の価格、及び生計費と賃金の変化は、次のような推移を示している (第1表参照)。⁽⁵⁾

第1表 グリーンバックスに対する金価格、生計費、賃金の変化 (1860年=100)

年次	最低	平均	最高	生計費	賃金
1862	100%	113.3	134	112	101
1863	122%	145.2	172%	129	112
1864	151%	203.3	285	156	130
1865	128%	157.3	233%	168	150

一八六五年、南北戦争が終りを告げた時の貨幣流通状況は、太平洋岸地方に僅かに残存していた金貨ならびに補助銀貨を除き、主として緑背紙幣四億三千一百万ドル、政府発行小額紙幣一千五百万ドル、国法銀行券一億四千六百万ドル、州法銀行券一億四千三百万ドル、その他小額の铸貨から成っていたが、当時における主要問題は兌換性のない政府紙幣を如何に処理するかにあった。⁽⁶⁾

だがこの問題を解決するにあたりアメリカのおかれた状況は極めて複雑なものであった。即ち「通貨膨脹論者と通貨縮小論者との半世紀に亘る激しい論争の口火がきられた」⁽⁷⁾からである。

通貨膨脹を要求する運動は先ず緑背紙幣増発運動として現われ、一八七五年の兌換再開法を契機として次第に複本位制を要求する銀貨自由鑄造運動へと転化を見せたが、このような運動は健全通貨を支持する東部に反対され、概して西部、中西部、南部の農民に唱えられるところであった。従って一九世紀後半の農民が如何なる状況にあったかを、ここで予め概観しておきたい。

農業は南北戦争以前、東部の実業家、商人、銀行家、海運業者及び投機業者等の勢力があったにも拘わらず、経済的・政治的活動における農民の支配によって示される如く優勢であった。特に一八五〇年代には自給農業から営利農業へ、地元及び地域の市場への生産から世界市場向け生産へとパターンの移行を開始しており⁽⁸⁾、それは南北戦争後の労働節約的新機械の導入、安価な土地の存在、輸送手段の改善、単作物制の導入等によって一層促進されることになった。その結果、戦争中は短期間における巨額の不換紙幣の投入が齎した急激な物価騰貴と戦時の高需要に支えられて一般に繁栄したものの、戦後は生産性の上昇に伴って過剰生産となり、一八九六年に至るまで一般物価の下落と相俟って、農産物価格は下落し続けたのである。一八六〇年から一九〇一年までの一般物価指数と農産物卸値指数は次のような推移を示している(第2表参照)。

これに加えて一九世紀後半の農民は継続的に債務者の立場にあり、これが一層彼等を困窮ならしめた。これは先ず物価高の戦争中に西漸した西部開拓農民に顕著であったが、戦後は更にこの傾向を強めた。それも土地購入の如き生産拡大を意図した場合もあったが、特に価格下落と深刻な不況による生活苦からの場合が多く、然もそ

第2表 一般物価及び農産物卸値の推移

1 : 一般物価指数 (1913=100)								
2 : 農産物卸値指数 (1910—1914=100)								
年次	1	2	年次	1	2	年次	1	2
1860	71	77	1874	96	102	1888	78	75
1861	70	75	1875	92	99	1889	77	67
1862	79	86	1876	87	89	1890	78	71
1863	96	113	1877	84	89	1891	77	76
1864	129	162	1878	78	72	1892	76	69
1865	127	148	1879	77	72	1893	75	72
1866	123	140	1880	82	80	1894	71	63
1867	117	133	1881	85	89	1895	72	62
1868	114	138	1882	87	99	1896	71	56
1869	111	128	1883	84	87	1897	72	60
1870	102	112	1884	79	82	1898	73	63
1871	99	102	1885	77	72	1899	77	64
1872	102	108	1886	76	68	1900	79	71
1873	100	103	1887	77	71	1901	81	74

(Historical Statistics of the U. S., 1798—1945, 1949, pp. 231—232.)

これは農場を抵当として八乃至一五%或いはそれ以上という法外な利息負担を伴って、主に東部から借入れられたものであった。従って凶作や早魃或いは引続く価格下落はしばしば抵当流れを生ぜしめ、自作農を借地農へと転化させたが、一九世紀末の中西部では農場の半分以上が抵当に入り、その大部分が流れたといわれている。⁽⁹⁾ また南部においても状況は変わらず、最高評価信用貸(outside credit)による資金調達で栽培されるのが普通であった棉花と煙草は、利子負担が売値の下落と相俟って収穫以前に利潤を食い尽す程であった。⁽¹⁰⁾ のみならず農民は、穀物倉庫や貯蔵所も所有する鉄道会社の高い貨物輸送料金にも悩まされ続けた。この時期の鉄道が料金とサービスの差別待遇や特定荷主への秘密リベール供与を行なったこと、また競争の激しい地域での低廉料金を競争のない地域で補填したこと

は周知の事実であるが、これら全てが農民に皺寄せされたのである。加えて農産物は世界市場（報復を招く恐れもある）に依存していたが、彼等が購入する必要物、例えば農機具、有刺鉄線、化学肥料等は高率関税或いはその保護によって高いものとなっており、それに要する費用負担も無視出来ないものであった。

要するに南北戦争以降の約三〇年間、東部の大発展期に農民は経済的・社会的に不遇者の立場におかれたのである。従って彼等が要求し続けたものは安い鉄道料金、低金利融資資金（cheap money）であったのであり、そして何よりインフレーションであった。かくてそれを求める為に、通貨増発運動を一九世紀末に至るまで展開することになったのである。⁽¹¹⁾

他方、東部の工業の発達は南北戦争によって加速された。戦争中、政府への軍需品の調達、それが主として国家収入の増大を意図したものであったにせよ高率関税によって保護されたことと相俟って、大規模な工業活動を引起し、製造工業を著るしく発達させた。加えて物価上昇の下での利潤獲得の機会が、その発達の大きな刺激となったことも見逃せないであろう。戦後はこのような基盤と北部の勝利が齎した良好な条件に加えて、広大且つ豊富なフロンティアと諸天然資源の存在、実業界と政府の接近提携、鉄道の発達及び絶えざる移民労働力の確保等を背景として資本主義の発達は著るしく、僅か三、四〇年の間にヨーロッパ先進国が一世紀余に亘って為し遂げた変遷を完成したといわれる如く、急速なスピードをもって行なわれた。⁽¹²⁾ この過程は同時に相対的に静止的であり個人主義的色彩の濃い農業社会に代って活動的都市社会を次第とアメリカ社会で支配的とならしめ、東部の資本家、銀行家の経済上、政治上の勢力と影響力とにおける優位を齎したのである。特にグラント大統領の時代以来、金融界・実業界の政治の権力に対する接近は著るしく、政治に及ぼす影響も次第に増大したが、彼等

は終始して健全通貨の確立を要求し続けたのであった。

即ち如上の兩者の対立関係が金本位制の確立に至るまで論争を二分するものとして継続するのであり、また幣制の推移も両立場の勢力の強弱に左右されたと看做して差支えないのであるが、それは先ず緑背紙幣の処理に関して展開されることになった。

兌換再開法の成立——南北戦争後、東部の金融界・実業界が「交換の紙幣基礎に代わる正貨支払の回復」⁽¹⁴⁾を直ちに要求したのに呼応して、一八六六年にマカロック財務長官は議会の支持を得て緑背紙幣の回収に乗出した。

それによれば先ず六カ月間に一千万ドルを回収し、その後最高月額四百万ドルの割合で毎月回収を行なうと、約八年半で全額の回収が終ることになっていた。⁽¹⁵⁾

だが、これに対する抵抗は極めて強く、就中農民層の間でその気運は盛んであった。即ちそれが農産物の値下りを誘い、また農業の基本的要素となった債務の負担を一層重くさせることが予想されたからであり、⁽¹⁶⁾彼等にすれば通貨縮小を阻止し、債務を負うに至った時の、或いは繁栄した戦時の物価を維持しようとすることは当然のことであった。かくて一八六七年に戦後デフレの傾向が著るしくなるとともに、主として西部の農民や負債ビジネスマンによる反対運動が展開されるに至ったが、それはインフレがそれと同じ効果を持つであろうという見解から、東部西部に区別のない高率保護関税を要求する企業家からも支持され、⁽¹⁷⁾一層効果的となった。この圧力は主な地盤を農業州においていた民主党が通貨膨脹的、少なくとも反デフレ的態度であり、共和党の中にも多くの追随者を見出したことから、⁽¹⁸⁾一八六八年二月遂に議會を動かして回収を中止させることに成功を収めたのであるが、その時の流通額は三億五千六百万ドルであった。

また一八六八年の大統領選挙戦は緑背紙幣増発問題を争点の一つとして、二大政党間で争われることになった。民主党の副大統領候補者 G・H・ペンドルトンが提案し、同党の選挙綱領に採択されたオハイオ案 (Ohio Idea) は、「戦争中に発行された巨額の戦争債券はその利息元本の償還については金貨によるとの規定が明示されていない為に、その償還を緑背紙幣でおこなう」というものであった。即ち政府の巨額の利子負担を終らせ、またこのような税金免除証券の消却を図ることに加えて、インフレを齎せようとする意図が含まれていたのである。農民や負債者に支持される場所であった。だが民主党が選挙に敗れ、翌年硬貨支持者のグラント大統領に呼応して、共和党支配の議会が政府債務の金貨による返済を可決したことによって、その案は実現をみなかたのである。

グラント大統領の第二執政期に入って間もなく(一八七三年)末曾有の恐慌が起り、政府は二千六百万ドルの緑背紙幣を緩和剤として放出することを余儀なくされた。更に翌年四月には、議会が金融逼迫の克服手段として四億ドルまでの緑背紙幣の増発を規定する法案を通過させたが、これは大統領に拒否権を発動されるに至り、そこで議会は六月、その時流通していた三億八千二百万ドルをその最高限とすることを可決したのであった。また紙幣増発を要求する農民の運動もこの恐慌を契機として第三政党としてのグリーンバック党を一八七四年に成立せしめたが、それは一八七八年の中間選挙では百万票も獲得する勢いを示すものであった。

一八七四年の中間選挙で共和党は前年勃発した恐慌の責任をとわれ連邦下院に勢力を失い、民主党が過半数を占むるに至った。共和党内、特にその有力議員 (old guard) には健全通貨回復の為に何らかの手を打つべきだという動きがあったが、グラント大統領の一八六九年に続く七四年二月の二度目の兌換再開の為の勧告に応え

て、共和党多数の下での最終 (Jame-duck) 会期中の一八七五年一月一日、遂に兌換再開法 (Specie Resumption Act) を成立せしめたのである。

本法の要点は次の如くである。⁽¹⁹⁾ (1) 銀貨に取り替えられることになっていた小額紙幣を回収すべきこと (SEC. 1.)。 (2) 金貨鑄造に対する鑄造税を廃止すること (SEC. 2.)。 (3) 緑背紙幣を三億ドルまで縮小すること (SEC. 3.)。 (4) 兌換再開以降、兌換の為に提出された政府紙幣に応ずる為の金を獲得すべく、財務長官をして国庫債券を売らしめること (SEC. 3.) 等である。かくて一八七九年一月一日から正貨支払が再開されること (SEC. 3.) になった。だが一八七三年の恐慌は七八年にまで及び、通貨膨脹の要求はグリーンバック党に見られる如く熾烈であった。然して支払が実施される前年の五月、民主党は通貨縮小反対派を支持して法律を制定したが、それはその時流通界にあった総額三億四、六六八万一千ドルの緑背紙幣はそのまま残すことを規定したもので、それによって七五年の法律を若干改訂することに成功を収めたのである。その後、金貨に比して劣位にあった紙幣の価値も着実に上昇して兌換再開二週間前には金貨と等価になり、兌換を再開した最初の日には僅か一三万五千ドルの紙幣が硬貨と兌換すべく財務省ニューヨーク分局に提出されたのに対し、逆に四〇万ドルの金貨が紙幣と交換され、⁽²⁰⁾ 人が紙幣より紙幣を好むということが全く明白となったのである。

結局この時期の経過は「正貨支払に復帰するまで、より明確には戦前に一般的であった金ドルを回復するまで通貨の健全性と安定は得られないであろう」し、「物価高は入超を齎し金の流出となるが故に、アメリカの物価をヨーロッパのそれに関連して引下げることが必要である」という⁽²¹⁾ 考えに立った健全通貨派と通貨縮小派の勝利を示すものである。事実、この期間に物価は下降を示しているが、その理由が主として一八六五年と一八七九年

との間に一人当り貨幣流通量が略五割減していること⁽²⁸⁾にあったことは否定出来ないであろう。だが一八七九年からの兌換再開によってインフレーション運動としての緑背紙幣増発の要求は急速に廃れていった。そしてそれは自由銀運動に引継がれていくのである。

(1) この制度は民主党の支持で、一八四〇年に成立したものの⁽²⁹⁾ (Independent Treasury Act)、『翌四一年ホイッグ党によって中絶されたが、四六年民主党によって再設された。そして一九一三年に連邦準備制度に併合され、最終的には一九二一年に終った。内容は、(1)連邦政府と銀行とは如何なる直接取引をも行なうてはいけないこと。(2)連邦政府がその取引において銀行紙幣を受領し、又は使用してはならないこと。(3)政府資金は政府内に保管され、銀行に預託してはならないこと等を規定したものである』。

- (2) Arthur Nussbaum, *A History of the Dollar*, (New York, 1957), pp. 104-105.
- (3) Wesley C. Mitchell, *A History of the Greenbacks*, (The University of Chicago Press, Reprinted 1960), pp. 78-79.
- (4) cf. *Ibid.*, pp. 44ff.
- (5) Wesley C. Mitchell, *Gold, Prices and Wages under the Greenback Standard*, (New York, Reprinted 1966), p. 4. p. 279.
- (6) 高垣寅次郎、吉田政治、岡田俊平、「銀—本位通貨史における役割」、清明会出版部、『昭和四四年』、一一九ページ。
- (7) Harold U. Faulkner, *American Economic History*, 8th ed., (New York, 1960), p. 508. (小原敏士訳、『アメリカ経済史下巻』、至誠堂、昭和四四年、六六四—六六五ページ)
- (8) Arthur S. Link, *American Epoch: A History of the United States since the 1890's*, (New York, 1960), p. 7.

(6) cf. Arthur Cecil Bining, *The Rise of American Economic Life*, 3rd ed., (New York, 1955), pp. 438-439.

(10) Arthur S. Link, op. cit., p. 8.

(11) このような農民の窮状は一八六七年に農民救済組合 (Patrons of Husbandry) が形成されグリーンジャー・ムーブメントを展開したこと、及び後の人民党の母体となった Farmers' Alliance と称される組織が一八八〇年代に形成されていることから想起されるであろう。

(12) 高木八尺、「近代アメリカ政治史」、岩波書店、昭和三年、三九二ページ。

(13) 従来アメリカは農業国であった。しかし一八九〇年までに工業製品の産額 (value) が農産物のそれを超過し、一九〇〇年までに工業製品産額は農産物産額の二倍となった。また、一八六〇年の工業製品の産額に於ては先進諸國に比して第四位であったが、一八九四年までに世界で最大の工業製品生産國になつてゐる。Francis G. Walett, *Economic History of the United States*, (New York, 1954), p. 146.

(14) Arthur Cecil Bining, op. cit., p. 444.

(15) ヤングサン・ブラウン著、渡辺誠毅訳、「アメリカ資本主義発達史」、みすず書房、昭和二十七年、一七三ページ。

(16) Arthur Nussbaum, op. cit., pp. 127-128.

(17) Richard Hofstadter, "Free Silver and the Mind of "Coin" Harvey", in *The Paranoid Style in American Politics and Other Essays*, (New York, 1967), p. 250.

(18) Arthur Nussbaum, op. cit., p. 128.

(19) Herman E. Krooss(ed.), *Documentary History of Banking and Currency in the United States*, vol III, (New York, 1969), pp. 1683-1684.

アメリカ経済史研究の一節

アメリカ経済史研究の一節

- (20) Arthur Cecil Bining, op. cit., p. 446.
(21) cf. Richard Hofstadter, op. cit., p. 251.
(22) Arthur S. Link, op. cit., p. 9.

二、複本位制と銀立法

複本位制——ここで直ちに銀運動にはいる前に、兌換再開法の成立に至るまでの幣制の推移を見ておくことにしたい。

周知の如くアメリカの幣制は、初代財務長官A・ハミルトンの報告を受けて成立した一七九二年四月二日の貨幣法を以て確立しているが、それは十進法を採用するドルを以て貨幣単位とし、金ドルは純金二四・七五グレインを、銀ドルは純銀三七一・二五グレインを含有するものとし、共に無制限法貨とする複本位制度の採用を規定するものであった。また品位は金ドルがイギリスの例に倣って十二分の一一とされ、銀ドルが当時流通していたスペイン・ドルの重量四一六グレインに接近させるべく千分の八九二・四三とされた。即ち金の価値は銀よりも一層安定しており、もし一金属を用いるならば金の方が優れているのであるが、流通数量の不足を解消する為に、また外国貿易拡大の必要から何れの国にも適する貨幣を使用する為に、法定比価を一五対一として金銀双方に立つ複本位制が法制化されたのである。⁽¹⁾

だが複本位制度は固定された法定比価と現実の市場比価との乖離から、法的に割安評価を受ける金属はグレンヤムの法則の作用で流通界から引上げられ、退蔵、溶解または国外への流出に向い、所謂交替制となるのが普通

第3表 金銀市場比価

年次	比価	年次	比価	年次	比価
1790	15.04	1797	15.41	1804	15.41
1791	15.05	1798	15.59	1805	15.79
1792	15.17	1799	15.74	1806	15.52
1793	15.00	1800	15.68	1807	15.43
1794	15.37	1801	15.46	1808	16.08
1795	15.55	1802	15.26	1809	15.96
1796	15.65	1803	15.41	1810	15.77

アメリカ経済史研究の一節

で、アメリカもそれを免れ得なかつた。⁽²⁾ メキシコでの新銀鉱発見に伴なう産出の増大や、また一七八五年にフランスが造幣比価を一五・五対一とし、世界の市場比価が極めてそれに近似するようになったこと等⁽³⁾によって、出来るだけ市場比価に合致せしめんとして決められた一五対一の法定比価も市場比価との間に差が生ずることになった。その結果はアメリカの貨幣ブローカーにとって、金を輸出し銀を輸入することが有利となる。事実一八〇〇年以降、金貨は殆んど流通しなくなり、二五年以後は全く駆逐されるに至つた。かくて事実上、銀本位の下におかれることになったのである。一七九〇年—一八一〇年の金銀市場比価は第3表のように推移している(ハムブルク取引相場)。⁽⁴⁾

一八三四年六月貨幣法が制定されたが、それは合衆国銀行券の金貨による代置を主目的としたものであつた為に、法的には複本位制が維持されたが、今度は金が過大評価されることになつた。⁽⁵⁾ 即ち銀ドルの純分は三七一・二五グレインと据置かれたが、一〇ドル金貨の純分が従来の一四七・五グレインから二三二グレインに減じられ、つまり六・二六%改悪鑄造されることになつたのである。これは銀価格が下落しているのを無視して支払の単位を銀の水準まで引下げたことを意味しており、金銀比価は一六対一となつたのである。その時の市場比価は一五・七対一であつた。更に一八三七年一月の法律で金銀貨共に品位が十分の九に改められることになり、純金〇・二グレインがイーグル金貨に加えられ、二三二・二グレインとなつた。これによって金ドルは品位十分の九の

第4表 金銀市場比価

年次	比価	年次	比価	年次	比価
1840	15.61	1847	15.80	1854	15.33
1841	15.70	1848	15.85	1855	15.38
1842	15.87	1849	15.78	1856	15.38
1843	15.93	1850	15.70	1857	15.27
1844	15.85	1851	15.46	1858	15.38
1845	15.92	1852	15.59	1859	15.19
1846	15.90	1853	15.33	1860	15.29

二五・八グレインに、銀ドルは品位十分の九の四一二・五グレインになったのであるが、これは法定比価を一五・九八対一と定めたことになるのである。⁽⁶⁾従って今度は銀貨が流通界から姿を消していくことになり、事実上金本位の下におかれることになったのであるが、それは一八六一年末の正貨支払の停止まで続いた。殊に世紀半ばのカリフォルニア、オーストラリア、ロシアでの金鉱発見は止めの一撃 (coup de grace) で、これによって金の価値は急激に下落し始め、銀ドルは地金にして金の約一・〇三ドルに相当することになり、輸出や鎔解されるに至った。この間の金銀の市場比価は第4表の通りである(ロンドン取引相場)。⁽⁸⁾

また、この時期には補助貨も小額貨であるのみで、実質的内容は本位貨と全く同じであった為に、補助銀貨も駆逐されることになった。従って日常の不便を除去する措置として一八五三年二月二日、法律が制定されたが、それは補助銀貨に含まれる純銀の量目を一ドルにつき三七一・二五グレインから三四五・六グレインに減じ、即ち本位銀貨に比して六・九一%の鑄造税を課すことを規定したものであった。加えてその自由鑄造も禁止され、無制限法貨の資格も失って、通用力を五ドルに制限される名目貨幣の地位におし下げたのである。⁽⁹⁾だがこの時には既に銀貨は流通界から逐われていた。尚、この五三年の法律は金本位制を意図したものと解されるが、銀ドルは法律上、金ドルと並んで無制限法貨の地位に止まっており、複本位制の法的効力もまだ失われるものではなかった。⁽¹⁰⁾

一八七三年二月二日、南北戦争による長期中断があった為、従来の造幣制度を明確にする必要から、極めて重要な貨幣法が制定された。それは数種の金貨の中の「二五・八グレインの基準重量を持つ金ドルを価値の単位 (unit of value)」と規定し (SEC. 14)、また銀貨に関しては、銀ドルより純銀を六・七五グレイン多く含み四二〇グレインの重さを持つ貿易ドル、半ドル貨、二五セント貨、ダイムの铸造だけを認め、一度の支払に五ドルまでが名目価値で法貨と定めた (SEC. 15, 17.) のである。⁽¹¹⁾ところで銀ドルについては本法で一言も触れられておらず、また鑄貨からも省かれているが、既存の銀ドルの法貨としての機能は奪われるものではなかったと解するのが正しい様に思われる。⁽¹²⁾だがその後の経過を見ると、翌七四年六月、前年の法律を改訂し「合衆国の銀貨は一度の支払に五ドルを超えない範囲で名目価値として法貨」と改めて規定したことによって、その点の疑義は一掃されたのである。かくて複本位制は放棄されるに至り、金本位制へと大きく前進したのであった。⁽¹⁴⁾

銀立法——一八七三年の貨幣法が成立した時には、銀貨が流通界から駆逐されて略三〇年が経っており、その制定においても銀ドルの存在は忘却されていたとも思われ、また銀ドルは依然と一〇三セントの価値があった。⁽¹⁵⁾しかし一八七一年、普仏戦争の賠償金を元手にドイツが金本位制を打立てたのに続き他のヨーロッパ諸国もそれに移行したこと、及びネヴァダ州を始めとする極西部数州で大量の銀が生産されたこと等から供給過剰となり、同年内に世界の銀価格は早くも激落し始め、以後は下落の一途を辿った。一八七一年以降の金銀市場比価は第5表のような推移を示している (ロンドン取引相場)。⁽¹⁶⁾

その後忘れられていた銀ドルは逆流し始め、また過剰生産と下落とによって打撃を蒙るに至った銀生産者は、その販路を貿易ドルにする為、造幣局に求めだした。その結果、一八七六年には貿易ドルの国内での法貨の地

第5表 金銀市場比価

年次	比価	年次	比価	年次	比価
1871	15.57	1879	18.39	1887	21.11
1872	15.63	1880	18.04	1888	21.99
1873	15.92	1881	18.24	1889	22.10
1874	16.17	1882	18.27	1890	19.77
1875	16.58	1883	18.65	1891	20.92
1876	17.87	1884	18.63	1892	23.68
1877	17.22	1885	19.39	1893	26.70
1878	17.94	1886	20.78	1894	32.57

位は奪われることになった。次いで銀ドルの鑄造を要求した際、七三年の法律で鑄貨から削除されていることを知り、彼等はその法律が東部の銀行家と選出議員の共謀によるものと看做し、農民と共に“Crime of '73”として非難するに至ったのである。以後、彼等は銀生産業集団(silver-mining interests)として、複本位制乃至自由銀(free silver=銀貨自由鑄造)を要求する強力な政治運動を展開していくのである。

だが自由銀運動は中西部、西部、南部の農民によってインフレーションの手段として最も強力に展開された。即ち一八七八年にまで及んだ不況で最も痛手を蒙ったものは農民であり、農産物価格の継続的下落と債務負担の増大に挾撃された彼等は、その打開策を銀貨自由鑄造=インフレに求めたのであった。前に見た如く、この時期には正貨支払の再開以後急速に衰えることになった緑背紙幣運動も極めて隆盛であった。しかし一八七五年に兌換再開法が成立したのを契機として、彼等は「比価一六対一による銀価の無制限自由鑄造」を要求し始めたのである。即ちこの法律の制定によって、緑背紙幣に替わるものを銀に見出したのであった。

また銀運動が緑背紙幣運動に比較して、若干の利点も持っていたことが指摘されるであろう。即ち通貨は金属に裏付けられるべきだという要求を銀貨は満たすものであり、またそれは不換紙幣と異なり一定の生産量に拘束されている故に、一六対一の比価での鑄造は天井知らずのインフレを引起すことなく貨幣供給の増大と物価の

上昇を齎すであろうということ。諸外国においてと同様、アメリカでも法的に復本位制が長い伝統を有していたこと。銀生産州は連邦議会に強固な議員連合 (bloc) を形成しており、また二大政党の中に支持者を獲得したと。及びこの運動が銀生産者からの資金で支えられたこと等がそれである⁽¹⁷⁾。

かくて銀生産者及び農民の運動は成功を収め (増大していた労働者も殆んど復本位制を支持していた)、遂に一八七八年二月二十八日、ブランド・アリスン法 (Bland-Allison Act) を成立せしめたのである。先ず七六年一二月、リチャード・P・ブランドが発議した法案がインフレ支持派に支配された下院で可決されたが、それは比価一六対一による銀貨の無制限自由鑄造を規定するものであった。だがこの時には上院では取り上げられなかった。しかし翌年一月、下院がこの法案を再び可決したことによって、遂に上院もそれに応ずることになった。即ちウィリアム・B・アリスンが提出した修正案によって内容を緩和した後、その法案を可決したのである。だがこの法案は、銀地金の市場価格と金のそれとの乖離から不都合が生じるという理由で、ヘイズ大統領に拒否権を行使されたのである。そこで議会は法制定に必要な三分の二の賛成票を集め、遂に可決したのであった。

本法は一八三七年の法律に従って品位十分の九の四二・五グレインの銀ドルを鑄造し、これまでに鑄造されていた同一の品位量目の銀ドルと共に、契約書に明記された場合を除き、全ての債務及び公私一切の支払にその名目価値で法貨たることを規定し、その為に必要な銀地金を毎月二百万乃至四百萬ドル、市場価格で購入する権限を財務長官に授け、またこの間に生ずる貨幣鑄造利差は財務省に支払われるべきことを規定している (SEC. 1)。また諸外国が金本位制に移行する中でこのような措置に対する懸念から、金銀比価を固定する為の国際会議の開催をヨーロッパ諸国に請う権限を大統領に与えている (SEC. 2)⁽¹⁸⁾。また一〇ドル以上の銀ドルを財務省に

預入れることによって、同額の要求払銀証券(関税を含む公課の支払に充当可能)を受取ることが出来ることになった(SEC. 3⁽¹⁹⁾)。

この法律が有効であった一八七八年—一八九〇年の間に、総額三億八二七万九千ドルの銀が購入されたが、それは歴代の保守派の財務長官に与えられた自由裁量権によって、殆んど最低額しか購入されなかったことを示している。それから三億七、八一六万六千ドルの銀ドルが鑄造されたが、約七千万ドルの差額は政府に支払われた鑄造税である。また本法は銀証券(silver certificates)と同一種の紙幣を生み出したが、銀ドルの殆んどはこの形で発行された。⁽²⁰⁾しかし流通界にあったのは六千万ドル程度で、多くは銀行に集まり、また政府への支払に充てられたのであった。

このように銀立法を制定することに成功を収め、複本位制は限定的に復活されたのであるが、銀生産者は無制限自由鑄造権を獲得することは出来ず、また既に述べた額の銀ドルが鑄造されたが、インフレを求めた農民も所期の目的を達することが出来なかつた(第2表参照)。だが翌七九年から經濟は好転し、またヨーロッパでのアメリカ穀物需要に支えられて農産物価格も上昇しており、それに伴って銀運動も一時的におさまつたのである。

諸外国の金本位制への移行は物価の下落傾向を伴うものであったが、鉄道投機の破綻から一八八四年五月再び金融恐慌が勃発し、それに金融制度の硬直性と国際収支の赤字が加わって、物価事情が再び悪化した。これを契機として多くの企業倒産と労働争議が顕然化するに至つたが、就中農民(殊に中西部と南部の)の受けた痛手が最も大きかつた。一八七九—一八八四年の間、農民は繁栄を享受したが、過剰生産や他の小麦生産諸国との競争激化等によって、以後一八九六年に至るまで農産物価格は下落し続けたのである。加えて一八八七年から八九年に至る

ミシシッピ―河上部流域一帯の旱魃による惨害は自作農場を抵当にした債務を一層促進せしめ、また伝統的な高率保護関税及び独占企業（特に鉄道）の横暴にも圧迫され続けたのである。かくてこのような窮状を打開する為に、彼等は再び鬱積した銀貨の自由鑄造を要求することになった。またブランド・アリスン法が銀地金市場価格の継続的下落を阻止出来なかったことから銀生産者もこの法律に不満であったが、一八八九年―九〇年に北西部に六州（両ダコタ、モンタナ、ワシントン、アイダホ、ワイオミング）が誕生したことによって、銀ブロックの議会における力は著るしく増すことになった。かくて農業州及び銀生産州選出の議員は議会で銀問題を再び持ち出したのである。

一八九〇年、銀立法に反対する東部選出の議員は保護的な高率関税法の成立を企図していたが、これは農業州に反対されるものであった。他方、銀インフレ支持の議員は関税法案とは別個に銀貨の無制限自由鑄造権の獲得を企図し、同年六月それを規定する法案を彼等が支配していた上院で先ず通過させた。だがこの法案は金本位支持者が支配していた下院では支持されるどころではなく、阻止されたのである。かくて両者の妥協の結果、同年七月一日にシャーマン銀買上法 (Sherman Silver Purchase Act) が、一〇月成立のマッキンリー関税法（平均税率四九・五％）との引き換えに成立したのであった。

この法律は一カ月に四五〇万オンスまでの銀地金を純銀三七・二五グレインにつき一ドルを超えない市場価格で購入することを定め、またこの購入にあたって、新種の一ドル以上千ドルまでの額面の財務省証券 (Treasury notes) の発行を規定するものであり (SEC. 1) 、この財務省証券は財務長官の指示で金貨或いは銀貨に要求次第兌換が可能で、また契約書に明記された場合を除き全ての債務の支払に法貨であり、関税を含む公課の支払にも

アメリカ経済史研究の一節

充当可能であった (SEC. 2.)⁽²³⁾。

即ちシャーマン銀買上法は東部の反対とハリスン大統領の拒否権発動に対する懸念から、無制限自由鑄造を規定するには至らなかった。しかし本法が有効であった約三年三カ月（一八九〇年—九三年）の間に、政府は一億五、五九三万一千ドルの銀を購入しており、それはアメリカの銀山の全産出量に殆んど等しいものであり、ブランド・アリスン法によって要求された量の略二倍にあたるものであった。またこのようにしてブランド・アリスン法と本法によって総額五億七、六一六万六千ドルの銀通貨（銀ドルと銀証券類）が発行されたのであった⁽²⁵⁾。

以上の如く銀は立法措置で支えられたが、その下落を防ぐことが出来なかった。銀ドルの地金価格は一八八〇年までに八八・五セントに下り、八五年には八二セント、八九年には七二セントになっている。また一八九〇年にはシャーマン法によって一層強力な銀支持策が採られたが、九三年には六〇セントに、一九〇〇年には四八セントにまで下落している。このように、その価値について信頼出来ない銀ドルの無制限自由鑄造を要求する銀運動が東部の資本家、銀行家のみならず、常識人、知識人にも支持を得られなかったのは極めて当然であり、これが後の人民党Ⅱ民主党の銀運動を敗北せしめ複本位制を葬るのである。

(1) 高垣寅次郎、「アメリカに於ける金本位の確立」（高垣編、日本學術振興會學術部委員會報告『アメリカ經濟の特質』、有斐閣、昭和二年所載）、二五〇—二五五ページ参照。

(2) グレンシャムの法則に関する詳しい記述が高垣寅次郎、吉田政治、岡田俊平、前掲書、第二部第三節（六九—八七ページ）になされてゐる。

(3) Rollin G. Thomas, *Our Modern Banking and Monetary System*, 4th ed., (Englewood Cliffs, N. J.,

1964), p. 51.

- (4) J. Laurence Laughlin, *The History of Bimetallism in the United States*, 4th ed., (New York, 1898), pp. 289-290.
- (5) Arthur Nussbaum, op. cit., p. 77.
- (6) J. Laurence Laughlin, op. cit., pp. 69-74.
- (7) Richard Hofstadter, op. cit., p. 254.
- (8) J. Laurence Laughlin, op. cit., p. 291.
- (9) 高垣寅次郎、前掲論文「二五八—二五九ページ」。Rollin G. Thomas, op. cit., p. 52. J. Laurence Laughlin, op. cit., pp. 79-85.
- (10) A. Barton Hepburn, *A History of Currency in the United States*, (New York, 1915), p. 65. p. 68.
- (11) Herman E. Krooss (ed.), op. cit., pp. 1754ff.
- (12)(13) A. Barton Hepburn, op. cit., p. 274.
- (14) 一八六五年にヨーロッパにラティン貨幣同盟が結成されて複本位論争の端緒が開かれ、また六七年のパリ国際幣制会議での複本位制の漸次廃止の趨勢が一八七三年の法律の背後にあったことも指摘されよう。高垣寅次郎、吉田政治、岡田俊平、前掲書、第一部第六節(二三〇—一四三ページ)、及び斎藤利三郎、「国際貨幣制度の研究」、日本評論社、昭和十五年、第三章参照。
- (15) Richard Hofstadter, op. cit., pp. 254-255.
- (16) J. Laurence Laughlin, op. cit., p. 291.
- (17) Richard Hofstadter, op. cit., p. 258. 参考 Arthur S. Link, op. cit., p. 10.

アメリカ経済史研究の一節

アメリカ經濟史研究の一節

(18) これについては高垣寅次郎、前掲論文、二七六一—二八二ページ、及び Arthur Nussbaum, *op. cit.*, pp. 148ff. を参照された。

(19) Herman E. Krooss (ed.), *op. cit.*, pp. 1917-1919.

(20)(21) Arthur Cecil Bining, *op. cit.*, p. 448.

(22) 一八八六年八月の法律で「ドル」「ドル」「五ドル」の銀証券も認められ、これが次第と大量に流通していくのである。

(23) Herman E. Krooss (ed.), *op. cit.*, pp. 1952-1954.

(24) Arthur Cecil Bining, *op. cit.*, p. 451.

(25) Rollin G. Thomas, *op. cit.*, p. 53.

三、一八九六年の大統領選挙と金本位法の制定

シャーマン銀買上法の撤回——シャーマン法は財務長官に金銀の法定比価を維持することを命じ、財務省証券の金貨乃至銀貨への兌換を認めるものであったが、当法による大量の銀購入即ち財務省証券の多額の発行は、銀価格が下落の一途を辿っていた為に、金貨を保蔵或いは海外流出へと向わせ、財務省の金準備を著るしく減少させることになった。

即ちこの法律の成立は、金本位制度を終熄させるかも知れないという懸念を国内の金本位支持者殊に東部の金融界・実業界に、またアメリカへの外国人投資家に抱かせたものであったが、一八九〇年一月にイギリスで勃発したペーリング恐慌を契機として、イギリスの投資家がアメリカの証券を売却して金で回収の拳に出たこと

や、ヨーロッパ諸国の中央銀行が金政策を厳密にしたことは、為替相場が金輸出点に達したと相俟って、金の流出を促進せしめたのであった。一八九一年―三年の間に輸出された金の量は一億五、五〇〇万ドルに上ったと言われている。⁽¹⁾ 加えて九〇年の年金法の制定等に見られる放漫なハリスン政府の濫費や、高いマッキンリー関税法による歳入の減少等による財政の赤字も、金兌換の増大と共に金準備を減少させたのであった。

殊にシャーマン法による兌換の請求は、インフレ・ムードで溢れていた民主党が完全に政権の座についた一八九二年の選挙以後著るしく、九三年の初めの四カ月間には五千万ドルに上る請求がなされたが、これは前年同期間の二二五万ドルに比すれば著るしい増加であった。⁽²⁾ 即ちそれは多くの抜け目のないビジネスマンが銀を買い、それを市場価格で政府に売り、受取った財務省証券で金を要求したからであった。⁽³⁾

アメリカは一八八二年七月の法律で、合衆国紙幣の兌換の為に財務省に準備される金貨又は金地金の量が一億ドル以下になる時は、いつでも金証券の発行を停止すべき権限を財務長官に授けており、⁽⁴⁾ 以後この一億ドルは財務省の金準備の最低の安全点を設定したものととして、習慣上の限度と看做されていた。しかし右に述べた事由から一八九三年三月、G・クリーヴランドが大統領に就任した時には、一八八六年から九〇年末までに蓄積された黒字は拭い去られ、一億一百万ドルまで減少しており、四月には九千七百万ドルに、一二月には八千万ドルに、⁽⁵⁾ 翌年一月には六千九百万ドルに、九五年一月には四千万ドルにまで落ち込んだのである。また彼の就任後間もなく、九三年内に約六百の銀行閉鎖、三万マイル以上の線路をもつ七四の鉄道と一万五千以上の企業の破産を引き起こすことになった未曾有の恐慌が勃発したが、⁽⁶⁾ 金準備の減少による金本位制維持への懸念が原因として、その根柢にはあったのである。

かかる金準備の減少という危機に際して就任したクリーヴランド大統領は金本位制の信奉者であり、第一執政期（一八八五年—九年）においてもブランド・アリスン法による銀貨鑄造に強く反対し、その撤廃に尽力したのであった。シャーマン法についても既に一八九一年二月一〇日に所信を公にし、「自由無制限且つ独自の貨幣鑄造の危険で向う見ずな試み」とそれに攻撃を加えており、インフレ支持者の多い民主党の中であつて、この法律には就任した時から反対の立場にあつた。

このような事態に直面しての対応策としては(1)公債発行による金の借入れと(2)銀による政府紙幣の兌換とが指摘されるが、大統領は銀ドルが金貨を駆逐し、アメリカの通貨制度が銀の基礎の上におかれることへの危惧から、金準備が一億ドルの水準を割つた後も金兌換を続行せしめたのである。そしてかかる金準備の減少の原因がシャーマン法にあると看做した彼は、その後銀ドルの価値を六〇セントに下落させ、金の輸出を激増させることになつた銀貨の最大流通地域であるインドの造幣局の銀貨鑄造に対する閉鎖をも知つて、それが閉鎖されて四日目の六月三〇日、シャーマン法の撤回を求める為に、特別議會を八月七日に開会すべく召集を行なつたのである。

シャーマン法に対する見解は一般的に、東部においては共和党も民主党も撤回に賛成であつたが、西部は強く銀を支持する立場にあり、中西部、南部においてはそれが別れており、都市の商工業者を除いて反対の立場にあつた。⁽⁹⁾かくてそれは開会された議會においても活発に討議されることになつた。そこで金本位支持者は九三年の恐慌を銀買上政策の故と看做し、銀価格が下落の一途を辿っている時に、また西ヨーロッパの主要貿易諸国の全てがその本位貨幣としての使用を放棄している時に、銀に拘束されることが如何に愚行であるかを力説したのである。これに対して銀支持者は全く別の見方をし、恐慌が無情な銀行家によつて、シャーマン法を撤回させ得る

よるな困窮状態を造り出す為に引き起こされたものであると再三非難したのである。また彼等の究極の目標は、銀貨の無制限自由鑄造であったが、それを銀運動の防御線と看做していたのである。⁽¹⁰⁾ 結果は人口の多い東部の代表者が支配していた下院で先ず八月二十八日、二三九対一〇八で撤回案が通過し、また恐慌が拡大したことによつて一〇月三〇日遂に上院でも四八対三七で可決され、ここにシャーマン法は撤回されたのである。⁽¹¹⁾ この過程は全く政治的に複雑をきわめ、大統領の強い政治力によつて解決されたのであったが、それは民主党を分裂させたのであった。⁽¹²⁾

一八九六年の大統領選挙戦——一八八〇年代後半の農民の窮状と、それがシャーマン法の成立に果たした役割については既に述べたが、農民はかかる状態を打開する為に Farmers' Alliances と称される組織を形成したのであった。それは中西部を主とする Northern Alliance と南部の Southern Alliance の二大連合に統轄され、一八八八年頃から南部では民主党と協力し、共和党勢力の強い地域では独立し或いは民主党と合流し、地方及び州のレベルで政治運動を展開するに至つた。だが連邦議會を動かす必要を認め、一八八九年一二月にセントルイスで衰退しつつあつた労働騎士団 (Knights of Labor) の労働者も積極的に参加して、共通の目標の下に北部と南部の連合を合併せしむべく大会が開かれた。この時には合併するには至らなかつたが、一八九〇年の中間選挙で農民連合の候補者を出し、上院に二名、下院に九名を選出せしめたことによつて農民運動は自信を得、第三政党結成の機運は急速に高まり、一八九一年五月シンシナティにおいて、三三州から千四百人以上の農民と労働者の代表者及びその支持者が集まり、第三政党を結成することにし、翌年七月ネブラスカ州のオマハ大会において人民党 (People's Party or Populist Party) が正式に結成され、この Populism の運動が展開されるに至つ

たのである。⁽¹³⁾

同年の大統領選挙戦にはグリーンバック党の党首であったアイオワ州のジェームズ・B・ウィーヴァーを大統領候補にたてて臨んだが、その政綱に掲げられた主張は多岐にわたるものであった。即ち累進所得税の設定と保護関税の撤廃、鉄道と電信電話の公有公営、労働時間の短縮、大統領の一任期制と上院議員の直接選挙等々の外、就中金銀比価一六対一による銀貨の無制限自由鑄造と、一人当り五〇ドル以上の貨幣流通額とを要求したのである。⁽¹⁴⁾

この時がシャーマン法の有効期間中であつたにも拘わらず、ポピュリストは通貨の膨脹換言すればインフレを第一に欲し、当時の法定比価であつた一六対一による銀貨の自由鑄造等によって、流通額が一人当り最低五〇ドル以上に急速に増加することを望んだのであるが、そのことはシャーマン法による通貨増発が物価の上昇を齎さなかつたことを示すものであり、一八八五年に二三・〇二ドル、一八九〇年に二二・八八ドル、一八九五年に二三・二四ドルと、一人当りの流通額が低かつたことにその主因はあつたのである。⁽¹⁵⁾

選挙の結果は一〇二万七千票の一般投票、二二票の選挙人投票を獲得したに止まつたが、多くの支持者があることを示し、⁽¹⁶⁾一八九四年の中間選挙には六名の上院議員、七名の下院議員を連邦議会に送り出したのであつた。

一八九三年に勃発した恐慌は翌年に絶頂に達し、多くの企業倒産、失業者の行進、ストライキ等を併発したが、農産物価格も下落し続けたのであつた。例えば一八七九年にブッシェル当り一・二二ドルであつた小麦は九四年には六一セントに、玉蜀黍は七九年の平均五〇セントから九六年には三四セントに、棉花はポンド当り七三年の二〇セントから九三年には五乃至六セントに下落している。⁽¹⁷⁾かくてこのような恐慌に対する責任は東部の実

業界・金融界にあるというように一般に看做され、それはシャーマン法の撤回と相俟って、自由銀運動を一層強力にするに至ったのである。

一八九六年の大統領選挙戦はアメリカ経済社会に新時代の到来を告げるものであった。即ち社会を水平的階層に横断する対立、有産者階級と下層中産者特に農民及び労働者階級の抗争が表面化し、特に民主党の大会において顯著に国民の目前に展開されたのであった。⁽¹⁸⁾

七月七、八日にシカゴで開かれた民主大会に彗星の如く現われ、アメリカ政界に一大勢力を率いるに至ったネブラスカ州のウィリアム・J・ブライアンは未だ三六才であった。この大会の雰囲気は一兩年来の事件の堆積の後をうけ、改革を求める国民大衆の所謂十字軍的又は宗教改革的な熱誠に溢れていたといわれるが、特に一八九三年に起った恐慌や、それが原因となって同年にシャーマン法が撤廃されたこと等の為に、銀問題即ち複本位制の主張が再び選挙の主要争点となったのである。

ブライアンは比価一六対一による銀貨の無制限自由鑄造を高唱し、当時問題であった累進所得税を無効とする連邦最高裁判所判決に対する攻撃と、労働争議に対しての連邦政府の差止命令 (injunction) による干渉の排除、トラストと独占に助長的役割を果す高率関税の廃止等の主張を掲げたが、もし金本位制の支持者が「複本位制は良いが、諸国が我々を助けるまでそれを行なうことが出来ないというのならば、我々はイギリスがそうであるから金本位制を持つのではなく、複本位制を回復し、アメリカがそうであるからイギリスにも複本位制を行なわせるのであると答えたい。もし彼等が公開の場に出て来て金本位制を弁護するのならば、我々は最善を尽して闘う。この国のそして世界の生産大衆が我々の背後にはおり、商業と労働の利害関係者そしていたる所の労働者に

支持されているので、我々は彼等の金本位制の要求に答えて、『あなた方は労働者の額にこの茨の冠をかぶらせなくてはならないのであり、人類を金の十字架にかけてはならないのである』と主張するものである。』と結んだ彼のこの“Cross of Gold”の演説は、一躍彼を民主党の大統領候補者たらしめたのである。ブライアンの人気は不遇不満な民衆の感情を最も切実に表現した事実にあつたのであり、特に西部及び南部の農民の代弁者であつた。従つて人民党は独自の候補者をたてず、同党の事実上の代弁者たるブライアンを全力を挙げて支持し、民主党に合流してブライアンの下に一大勢力を形成したのであつた。

また民主大会においてブライアン派に対立して敗れたクリーヴランド大統領及び保守派の金本位支持者は脱党して National Democratic Party を結成し、九月二日にインディアナポリスで党大会を開き、金本位制を主張して独自の大統領候補者を立てて選挙に臨むことになつた。

他方、共和党は六月一六日にセントルイスで党大会を開いたが、クリーヴランドの実業家である共和党の元老 M・A・ハナ (Marcus A. Hanna) が実業界・金融界の守護神の役割を演じ、オハイオ州のウィリアム・マッキンリーを候補者に擁立し、国際協力による自由銀政策の推進、換言すれば万国複本位制の成立に努力し、もしそれが不可能ならば金本位制を確立することと、高率の保護関税とを政綱に掲げたのであつた。

また共和党が金本位制を政綱に掲げたことは、西部選出の銀支持共和党員を満足させるものではなかつた。彼等は遂に共和党を脱党し、コロラド州のヘンリー・M・テラーの下に National Silver Republicans を組織して、七月二二日に大会をセントルイスで開催し、民主党の候補者ブライアンを支持することを決定したのであつた。

このように複本位制か金本位制かを主要争点として展開された選挙戦は、換言すれば南北戦争以降続いた債権者対インフレを求める債務者の、また概して金融・工業の東部対農業の西部・南部の争いであった。ブライアンが一四週間に一万三千里を旅行し、二九州で六百回の演説を行なったのに対し、実業界・金融界がマッキンリーと選挙マネジャーのマーク・ハナの後には集合し、多額の資金と名望ある社会の全影響力を行使したのであった。

だが幣制に対する諸国の大勢が金本位に決定し、また銀価格の下落が著るしい中で、このようなブライアンの銀貨自由鑄造の主張は、「農業地域は別として、教育と財産のある人々の集まるるところでは何処でも真面目な議論の対象とはされず、大学の経済学者も牧師も新聞論説委員も、全て自由な銀貨鑄造には反対であった」⁽²¹⁾のであり、マッキンリーの選挙人投票二七一票、一般投票七〇三万六千票に対し、ブライアンは一七六票、六四六万八千票で敗れねばならなかった⁽²²⁾（また議会の両院においても共和党が勝利を収めた）。

かくてマッキンリーは大統領に就任すると政綱に掲げた如く、一八九七年四月上院議員等三名を特使としてヨーロッパに派遣し、万国複本位の成立について二大国イギリスとフランスを勧説せしめたが、その結果イギリスの同意を得ることを条件にフランスの同意を得たものの、イギリスの同意を得ることが出来ず、アメリカの運動は成功しなかった⁽²³⁾。かくてアメリカも複本位制への執着をすて、遂に一九〇〇年三月一四日、金本位法（Gold Standard Act of 1900）を成立せしめたのであった。

この法律は品位十分の九で二五・八グレインの重量を持つ金ドルを価値の基準単位（standard unit of value）と定め、合衆国が発行或いは鑄造した全ての貨幣はこの基準と価値を均等に維持さるべきこと、またこの均等を

維持することを財務長官の義務と規定した (SEC. 1.)。また従来発行された政府紙幣及び財務省証券の兌換はこれを本位金貨を以て行なうこと、そしてその為に金貨と金地金で一億五千万ドルを、もし必要なら年利三%の債券の販売を以て、準備として財務省に確保することを財務長官に義務づけたのである (SEC. 2.)⁽²⁴⁾。

かくして明らかに金本位制が採られたのであるが、末だ銀支持者の勢力も強く特に上院で有力であった為に、いくつかの譲歩が行なわれた。即ち既存の銀ドルその他の貨幣の法貨としての資格は妨げられまいとし (SEC. 3.)、また一八九〇年七月一四日の法律及び九八年六月一二日の法律に基づく本位銀ドルの鑄造を認め、財務省証券の回収を図り、それを銀証券に取って代わらせることを規定した (SEC. 5.)。更に最後の条項(十四条)では、もし国際的協定によって複本位制の実現が可能且つ便宜となった場合には、本法の規定がその達成を妨げるものではないことを定めており、複本位制への望みもつないだのであった。⁽²⁵⁾

また従来の国法銀行の資本金の最低額は五万ドルであったが、それが人口三千人以下の所では二万五千ドルに引下げられることになった (SEC. 10.)⁽²⁶⁾。これは主に農民の不満を緩和し、彼等が長年求め続けてきた easy money の要求を満たしたとの意図から規定されたものであったが、これによって小さな町村にも国法銀行の設立が可能となり、行数と国法銀行券は著るしく増加を見せたのであった。

(1) 高垣寅次郎、前掲論文、二七四ページ。Harold U. Faulkner, op. cit., p. 520. (訳本、六七八一六七九ページ)

(2) 高垣寅次郎、前掲論文、二七四ページ。

(3) Edwin P. Hoyt, Jr., *The House of Morgan*, (New York, 1966), p. 217. (永川秀男訳、「モルガン」、河出書房新社、昭和四四年、一六一ページ)

- (4) 高垣寅次郎、前掲論文、二七四ページ。Harold U. Faulkner, op. cit., p. 520. (訳本、六七九ページ)
- (5) Edwin P. Hoyt, Jr., op. cit., pp. 217-219. (訳本、一六二—一六三ページ)
- (6) Harold U. Faulkner, op. cit., p. 520. (訳本、六七九ページ)
- (7) Richard B. Morris (ed.), *Encyclopedia of American History*, (New York, 1965), p. 262.
- (8) Arthur Cecil Binings, op. cit., p. 523.
- (9) 高垣寅次郎、前掲論文、二七五ページ参照。
- (10) Richard Hofstadter, op. cit., pp. 261-262.
- (11) Richard B. Morris (ed.), op. cit., p. 263.
- (12) 尚、その後も継続した財務省金準備の減少に対する政府の対策については Edwin P. Hoyt, Jr., op. cit., part 4 chap. 2. (訳本、一五九—一七四ページ) 及び Arthur Cecil Binings, op. cit., pp. 523-524. を見られた。
- (13) 農民の二大連合の一つであった南部連合は、人民党結成に際して、同党には加わらなかった。
- (14) Harold C. Syrett (ed.), *American Historical Documents*, (New York, 1964), pp. 302-305. (Platform of the Populist Party)
- (15) Arthur Cecil Binings, op. cit., p. 451.
- (16) 一般投票はクリーヴランド(民)が五五万四千票、ハリソン(共)が五一万一千票で、選挙人投票はクリーヴランドが二七七票、ハリソンが一四五票であった。Richard B. Morris (ed.), op. cit., p. 263.
- (17) Arthur S. Link, op. cit., p. 7.
- (18)(19) 高木八尺、前掲書、八四—八五ページ。
- (20) Harold C. Syrett (ed.), op. cit., pp. 308-311. (Bryan's "Cross of Gold" Speech)

アメリカ経済史研究の一節

- (21) Richard Hofstadter, *The American Political Tradition and the Men Who Made It*, (New York, 1954), p. 188. (田口富久治、泉昌一訳、「アメリカの政治的伝統―その形成者たち―II」、岩波書店、昭和三九年、三三三頁)。
- (22) Richard B. Morris (ed.), op. cit., p. 265.
- (23) 高垣寅次郎、前掲論文、二八四―二八七ページ。
- (24)(25)(26) Herman E. Krooss (ed.), op. cit., pp. 2016-2022. 高垣寅次郎、吉田政治、岡田俊平、前掲書、一三六―一二七ページ。A. Barton Hepburn, op. cit., pp. 376-377. 及び Arthur Nussbaum, op. cit., pp. 154-157.

おすび

以上の如く、一九世紀後半のアメリカの幣制は相対立する経済的利害と政治的勢力を背景として複雑な変遷の過程を辿ったのであるが、金本位法の成立によって遂に解決されたのであった。だが銀支持者への譲歩も見出され、成立した金本位制は極めて跛行的な性格が強いものであり、また複本位制へのはかない望みをつなぐものでもあった。

しかし、それ等のことは副次的な問題であって、この法律はアメリカが金本位制を維持するという明確な決意を宣言したものであり、これによって国の内外からの信頼が回復されたのであった。⁽¹⁾

尚、ブライアンを大統領候補者としてその絶頂に達した銀貨の比価一六対一による無制限自由鑄造の要求は、

一八九三年の恐慌以来九七年まで継続した不況と密接な関係を有するものであったが、マッキンリーが一八九七年三月大統領に就任したその年末までには、アメリカは不況から明らかに抜け出しており、以後、経済の繁栄は一九〇七年まで継続したのであった。

この一八九七年以後の好況は農民もあずかるころであった。否、景気上昇への転換の最も重要な契機こそアメリカ小麦に対するヨーロッパの莫大な需要にあったのである。南北戦争以降、農産物価格の継続的な下落に苦しんだ農民は、一八九七年におけるフランスの早魃、オーストリア、ロシア及びバルカン諸国の洪水等による生産減少でヨーロッパの生産総額は前年（一八九六年）に比べて約三〇％（三億五千万ブッシェル）の減少をみた一億五千万ブッシェルの小麦を一八九七年の収穫後の一カ年内に輸出したのであった。それは総額で殆んど一八九六年の二倍であり、一八九八年を通じて一億二千万ドルの金の流入を齎したが、それは農業地域特に西部を潤したばかりでなく、世界的な金生産の増加等と相俟ってアメリカの金本位制確立に大きく寄与することになったのである。⁽²⁾かくて繁栄の回復と共に農産物及び農地の価格騰貴も含めて物価が上昇したことや、穀物及び肉製品に対する需要が増大したことは、銀運動を展開した落胆の時代と全く異って、繁栄を農民に齎したのであった。

(1) Arthur Nussbaum, op. cit., p. 156.

(2) Harold U. Faulkner, *The Decline of Laissez Faire: 1897-1917*, (New York, 1951), p. 23.

付 記

本稿は大学院博士課程科目「金融学説特殊研究」における研究を基として作成したものである。有益な御教導

アメリカ経済史研究の一節

を賜わっただけではなく、わざわざ朱筆までいれて頂いた高垣寅次郎先生に対して、末筆乍ら記して深甚なる感謝の意を表する次第である。